

別表1 個人の知見を判断する基準

分野	基準（一つ以上該当すること）
家庭系廃棄物・ 3R推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験者 (2) 行政職員として廃棄物対策に係る業務に通算5年を超える期間従事したものの (3) 環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの (4) 富士市ごみマイスターの認定を受けたもの (5) 廃棄物に関連する業務に3年以上従事したものの (6) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの
事業系廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験者 (2) 行政職員として廃棄物対策に係る業務に通算5年を超える期間従事したものの (3) 環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの (4) 廃棄物に関連する業務に3年以上従事したものの (5) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの
不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験者 (2) 行政職員として廃棄物対策に係る業務に通算5年を超える期間従事したものの (3) 環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの (4) 廃棄物に関連する業務に3年以上従事したものの (5) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの

別表2 法人の知見を判断する基準

分野	基準（一つ以上該当すること）
家庭系廃棄物・ 3R推進	(1) 営利を目的としないものであって、廃棄物に関する活動に対し、富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの (2) その他市長が認めるもの
事業系廃棄物	(1) 営利を目的としないものであって、廃棄物に関する活動に対し、富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの (2) その他市長が認めるもの
不法投棄対策	(1) 営利を目的としないものであって、廃棄物に関する活動に対し、富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの (2) その他市長が認めるもの